

募集

親子で楽しむコンサート 「オーケストラと遊ぼう」

子育て支援センター

岐阜県交響楽団による、本格的なクラシックコンサートを開催します。カーペット席とイス席を用意しますので、小さなお子さんのいるファミリーもお気軽にご参加ください。

【日 時】12月22日(日) 午後1時30分～2時30分

【場 所】総合会館

【プログラム】クリスマスフェスティバル、
楽器の紹介(童謡) 他

【対象者】乳幼児と保護者

【定 員】400人(先着順)

※該当の方には、12月上旬に整理券を郵送します。

【申込期限】11月25日(月)

【申込方法】応募用紙に必要事項を記入し、次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ①持参 子育て支援センター、役場福祉健康課窓口、福祉健康センター、総合会館へ提出
- ②郵送 〒501-6181 笠松町上新町172
(子育て支援センター)へ郵送
- ③FAX FAX番号387-3106(子育て支援センター)へ送信

※応募用紙は、町の各施設にあります。

【問 合 先】子育て支援センター

お知らせ

青少年健全育成講演会

教育文化課

東日本大震災の直後、被災された方を思うと、いても立ってもいられなくなり、東北に何度も駆けつけ、泥だしのボランティアをした時のお話です。「ボランティアをさせて頂きありがとうございます!」という気持ちを共有してみませんか。

【日 時】11月23日(土) 午後3時～午後4時30分

【場 所】中央公民館 集会室 ※申込不要

【対象者】小学5年生から大人まで

【講 師】(有)ペンテック代表取締役 田中 茂 氏

【問 合 先】中央公民館

お知らせ

主婦と税(パートと税)

税務課

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となります。

パート収入が103万円以下で他に所得がない場合、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は所得税の配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻の所得によって算定されますが、最高額は38万円です。

この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば、受けることができます。

ただし、夫の合計所得額が1,000万円(給与収入で約1,231万円)を超えると受けることができません。

【問 合 先】税務課

税務署からのお知らせ

税を考える週間

11月11日(月)～17日(日)

テーマ「税の役割…考えてみませんか!」

皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、国税庁(税務署)ではさまざまな行事を実施します。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

「税を考える週間」の特集ページを開設し、動画で国税局や税務署の仕事を紹介するインターネット番組「Web-TAX-TV」など、税に関する情報が満載です。

【問 合 先】岐阜南税務署 ☎271-7111

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地
(笠松町許可) TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030

いっしょに子育て

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
TEL:058-387-9155
<http://www.tsumiki.ed.jp>